

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	4-5
処分の種類	退院請求に基づく審査会審査結果に基づく退院命令・処遇改善命令			
根拠法令条例等・条項	精神保健福祉法第38条の5第5項			
処分の概要	知事に対して退院等の請求がなされた場合、精神医療審査会の審査結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずる処分			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○精神保健福祉法第38条の5第5項 (退院等の請求による審査) 都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			